

重要事項説明書

(訪問看護)

事業者：訪問看護ステーション クローバー

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション クローバー
所在地	島根県出雲市今市町藤ヶ森2074
連絡先	0853-25-7704
管理者名	高橋 美紀
サービス種類	訪問看護
介護保険指定番号	3 2 6 0 4 9 0 2 5 9 号
サービス提供地域	旧出雲市内(稗原・朝山・乙立・園を除く)

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

営業日	月曜日～金曜日 (国民の祝日、振替休日、8月13日～8月15日までと12月30日～1月3日までを除く。)
営業時間	午前8時45分～午後5時30分

(3) 職員体制

	職務内容	常 勤	非常勤	計
管 理 者	訪問看護、従業者及び業務の管理	1名	名	1名
看 護 師	訪問看護	2名	2名	4名
理学療法士	訪問看護	名	名	名
作業療法士	訪問看護	名	名	名
言語聴覚士	訪問看護	名	名	名
事務員	事務内容	名	名	名

2 当事業所の連絡窓口

TEL :0853-25-7704

担 当 部 署: 訪問看護ステーション クローバー

担 当 者: 高橋 美紀

受 付 時 間: 午前8:45～午後5:30

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

3 事業の目的・運営方針

(1) 目的

医療法人江田クリニックが設置する訪問看護ステーション クローバー(以下「ステーション」という。)の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という。)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営及び利用者に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(2) 運営方針

- 1 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
- 2 ステーションは事業の運営に当たって、必要な時に必要な訪問看護の提供が出来るよう努めなければならない。
- 3 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

4 サービス内容

- ① 看護介護行為(利用者に対して)
 - ・バイタルチェック(血圧・体温・脈拍・簡易酸素飽和度測定)
 - ・身体の保清(清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・手足浴など)
 - ・療養相談(生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導など)
- ② 医療的処置行為
 - ・創傷及び褥瘡処置
 - ・人工肛門・人工膀胱管理ケア
 - ・経鼻チューブ・胃瘻チューブ管理ケア
 - ・尿道留置カテーテル・自己導尿管理ケア
 - ・在宅酸素療法管理ケア
 - ・在宅人工呼吸器管理ケア
 - ・喀痰の吸引・管理
 - ・点滴
 - ・排泄管理ケア(浣腸・排便)
- ③ リハビリ援助行為
 - ・拘縮予防・歩行練習
 - ・言語・嚥下訓練(言語障害・失語症・嚥下障害など)
 - ・認知予防指導(趣味の活用・遊ビリテーションなど)
- ④ 介護者に対して
 - ・介護または育児方法指導・介護福祉など社会資源の紹介
 - ・褥瘡予防・リハビリの方法・食事指導(介助の工夫・方法など)
 - ・室内環境整備の工夫・安全対策の工夫・感染症に対する対応方法など
 - ・介護者の健康相談・助言
- ⑤ 定期巡回時対応型訪問介護看護事業所との連携
 - ・概ね月に1回、アセスメントとモニタリングを行います
 - ・介護医療連携推進会議への参加
 - ・介護職員への指導、助言

5 利用料金

(1)別紙参照してください

※キャンセル料

介護保険・医療保険ともキャンセル料は必要としません。ただし、訪問予定の前日までにキャンセルのご連絡くださるようお願い申し上げます。遅くとも利用開始時間の1時間前までには中止の旨の連絡をお願いします。無断のご利用中止が度重なる場合にはサービスを終了させていただく場合がございます。

(2)利用料金などのお支払方法

毎月15日頃に前月分の請求書を持参もしくは郵送いたします。山陰合同銀行・島根中央信用金庫・JA しまね・ゆうちょ銀行からの自動引き落とし(毎月25日)となります。

6 サービスの利用にあたって

- (1) 主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが作成する「居宅(介護予防)サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて「訪問看護計画書」を作成します。尚、作成した「訪問看護計画書」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので確認いただくをお願いします。
- (2) サービス提供は「訪問看護計画書」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画書」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により必要に応じて変更することができます。
- (3) サービス提供の時間は、別の訪問や緊急訪問等による遅れなど、時間帯が前後することがありますので、ご了承ください。尚10分以上遅れる場合は連絡いたします。

- (4) 同行訪問に関して、弊社では研修や実務評価及びご利用者様の情報共有を理由に複数名での訪問のご依頼をさせていただく事があります。尚、予めご理解いただいてからの実施とし、別途料金もかかりませんので宜しくお願い致します。

7 サービスの終了

- (1) 利用者様のご都合でサービスを終了する場合、10日間の予告期間において、サービスの終了を希望する日をお申し出ください。
- (2) 当ステーションの都合で終了する場合、人員不足等やむを得ない事情により、サービスを終了させていただく場合がございます。その場合は終了1ヶ月前までに文章で通知いたします。
- (3) 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者様が外部サービスを利用できない施設に入所された場合
- ・利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・利用者様がお亡くなりになられた場合

- (4) 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの暴力・ハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

○その他

- ・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更する場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービス内容を変更し緊急対応する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患(感染症)が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

8 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主 治 医	病 院 名	
	主治医氏名	
	連 絡 先	
緊急連絡先	氏 名	(続柄:)
	連 絡 先	

9 損害賠償

事業者は、利用者様に対する訪問看護サービスの提供にあたって、事業者の責めに帰すべき事由により、万が一事故が発生し利用者様や利用者のご家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者様に対して損害を賠償いたします。なお、賠償責任の解決に当たっては、当ステーションの契約する損害保険会社あるいは弁護士等の判断に委ねる場合があります。

10 サービス内容に関する相談・苦情等

当ステーションの提供したサービスに対して、相談・苦情・不満などがある場合には、次の窓口までお申し付けください。

◎当ステーションの相談・苦情窓口

窓口：訪問看護ステーション クローバー

担当：高橋 美紀

電話：0853-25-7704

受付時間：平日午前8時45分から午後5時30分

◎その他

当ステーション以外に、お住いの市町村役場、島根県国民健康保険団体連合会等の相談・苦情窓口にも苦情等を申し出ることができます。

出雲市役所 高齢者福祉課	0853-21-6972
島根県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	0852-21-2811

11 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施なし

12 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止の等のために必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、職員に周知を図ります。
- (2) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施します。
- (3) 虐待防止・身体拘束等の適正化のため指針の整備をします。
- (4) サービス提供中に当該事業者職員または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報し、関係機関に情報提供いたします。
- (5) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、事前に説明の上利用者又は家族等に同意を得ます。その際の利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由を記録に残します。

13 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14 社会情勢及び天災時の訪問看護について

- (1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、ステーションの義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。
- (2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、ステーションの業務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任をステーションは負わないものとします。

15 衛生管理等について

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定介護予防訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) ステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を おおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底をしています。
 - ② ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施します。

16 その他

- (1) 当ステーションの提供にあたり保険・医療・及び福祉サービスを提供する者並びに関係市町村とも密接な連携を図り、利用者様に対して総合的で適切なサービスを提供するようにいたします。
- (2) 当ステーションの従業者あるいは当ステーションの従業者であった者は、サービス提供を行う上で知り得た利用者様及びご家族の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。この守秘義務はサービス終了後も同様です。

17 当クリニックの概要

開設者	医療法人 江田クリニック
所在地	〒693-0001 島根県出雲市今市町藤ヶ森2074
電話・FAX	電話0853-25-0210 FAX0853-31-5516 ・ 5123
院長	江田 有史
事業概要	診療科目 : 整形外科、リハビリテーション科 リハビリ : 運動器リハビリテーション科(Ⅰ) 呼吸器リハビリテーション科(Ⅱ) 脳血管疾患等リハビリテーション科(Ⅲ) 介護保険 : 訪問リハビリ事業所 えだくり通所リハビリテーション 指定訪問看護ステーション : クローバー

令和6年6月1日 改定